

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局警防部警防課（06－4393－6491）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	大規模建築物の建設計画の事前協議
関連する 他局の名称	都市計画局
概 要	<p>大阪市各局では、一定規模以上の建築物を建設する際には、公共、公益施設等との均衡調整を図るために大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領同実施（技術）基準に基づき行政指導を行っています。</p> <p>消防局では、建築物内において火災等の災害が発生した場合に、迅速かつ的確な消防活動が行えるよう、建築物を建設しようとする者と事前に計画区域内の消防水利、消防活動空地等や非常時における消防隊の進入について協議を行っています。</p>
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領同実施（技術）基準
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱要領第10条（消防水利施設） 事業者は、市の定める基準により、建設計画区域内に消防水利施設を設置する。 ・取扱要領実施（技術）基準第4（消防水利施設） <ol style="list-style-type: none"> 1 一般的事項 2 消防水利施設の構造 3 消防水利施設の配置 ・取扱要領第11条（消防活動に必要な空地等） 事業者は、市の定める基準により、建設計画区域内において消防及び救急活動を行うために必要な道路、通路、空地等を設ける。 ・取扱要領実施（技術）基準第5（消防活動に必要な空地等） <ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動空地等の位置 2 消防活動空地等の構造 3 消防活動空地等の幅員 4 緊急離着陸場等の設置建築物及び構造 ・ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準（同 設置指導基準細目） ・取扱要領実施（技術）基準11（適用の緩和等） <ol style="list-style-type: none"> 5 接道の原則の緩和
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	